

平成19年6月13日  
消 防 庁

## 認知症高齢者グループホーム等の社会福祉施設における 防火安全対策のための消防法施行令等の一部改正

### 改正の概要

#### 1 防火管理者の選任

認知症高齢者グループホーム等の社会福祉施設（以下「施設」という。）について、防火管理者を選任し、消防計画の作成などの防火管理業務を行わせることが義務付けられる収容人員の要件を、10人以上とする（従来は30人以上）。

#### 2 消防用設備等の設置

延べ面積 275 m<sup>2</sup>以上の施設について、スプリンクラー設備の設置を義務付ける（従来は延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>以上）。

一定の防火区画を有するもの等を除く。

延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>未満の施設に設置するスプリンクラー設備については、技術上の基準を緩和。

すべての施設について、以下の設備の設置を義務付ける。

- ・ 自動火災報知設備（従来は延べ面積 300 m<sup>2</sup>以上）
- ・ 消防機関へ通報する火災報知設備（従来は延べ面積 500 m<sup>2</sup>以上）
- ・ 消火器（従来は延べ面積 150 m<sup>2</sup>以上）

#### 3 施行期日等

平成 21 年 4 月 1 日

（既存施設について、消防用設備等の設置に関する猶予期間を設定）

#### 【連絡先】消防庁予防課

長谷川課長補佐・宮路事務官

Tel 03-5253-7523（直通）

Fax 03-5253-7533

Mail t2.Miyaji@soumu.go.jp